第781号 受付 23.8.12 小郡三井医師会

福県医発第１１９４号（地）
平成２３年　８月１１日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

東日本大震災に伴う食費および居住費等の負担限度額に係る
認定証等の有効期限の延期期間の変更について

東日本大震災に伴う食費および居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期間等の取扱いにつきましては、平成２３年６月３０日付け福県医発第８２７号（地）「東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費および居住費等の負担限度額認定等の運用等について」にてお知らせしたところでありますが、今般、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、平成２３年７月３１日から平成２３年９月３０日に変更される旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

食費および居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期間等の取扱いについて

食費および居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限は、認定の発行日または適用開始日の属する年度の翌年度の６月末までとされておりますが、東日本大震災により市町村の行政機能に障害がある場合等、やむを得ない理由により認定証等の交付手続きを行うことができない下記に定める市町村においては、認定証等の有効期限を下記のとおり期間延長することが可能となります。

県名	市町村名	延期予定時期
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成 23 年 7 月 31 日
	陸前高田市、宮古市	平成 23 年 8 月 31 日
	大槌町	平成 23 年 10 月 31 日
宮城県	気仙沼市	平成 23 年 8 月 31 日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成 23 年 9 月 30 日
	女川町	平成 23 年 11 月 30 日
福島県	南相馬市	平成 23 年 9 月 30 日
	広野町、楢葉町、大熊町	平成 23 年 10 月 31 日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成 23 年 12 月 31 日

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
介護保険担当理事　名取一幸
会長　蒲池　壽

（介 50）（FAX 送信 A4・4 枚）

平成 23 年 8 月 5 日

都道府県医師会　介護保険担当理事　　殿

日本医師会常任理事

三 上　裕 司

東日本大震災に伴う食費および居住費等の負担限度額に係る

認定証等の有効期限の延期期間の変更について

東日本大震災に伴う食費および居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期間等の取扱いにつきましては、本年6月22日付（介37）「東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費および居住費等の負担限度額認定等の運用等について」にてお知らせいたしましたところでありますが、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、平成23年7月31日から平成23年9月30日に変更されるとなりましたのでご連絡申し上げます。

食費および居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期間等の取扱いについて

食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限は、認定の発行日または適用開始日の属する年度の翌年度の６月末までとされておりますが、東日本大震災により市町村の行政機能に障害がある場合等、やむを得ない理由により認定証等の交付手続きを行うことができない下記に定める市町村においては、認定証等の有効期限を下記のとおり期間延長することが可能となります。

県名	市町村名	延期予定時期
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成 23 年 7 月 31 日
	陸前高田市、宮古市	平成 23 年 8 月 31 日
	大槌町	平成 23 年 10 月 31 日
宮城県	気仙沼市	平成 23 年 8 月 31 日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成 23 年 9 月 30 日
	女川町、	平成 23 年 11 月 30 日
福島県	南相馬市	平成 23 年 9 月 30 日
	広野町、楢葉町、大熊町	平成 23 年 10 月 31 日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成 23 年 12 月 31 日

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても内容をご

了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

・東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の有効期限の延期期間の変更について　（平23.8.1厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）

以上

事　務　連　絡
平成２３年８月１日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の
有効期限の延期期間の変更について

東日本大震災の被災者等への必要な介護サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証並びに旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面並びに旧措置入所者の食費及び居住費の特定負担限度額に係る認定証（以下「認定証等」という。）の有効期限等の取扱いについては、「東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用等について」（平成23年6月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）でお示ししているところですが、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

上記事務連絡の別表中、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、平成23年7月31日から平成23年9月30日に変更する（別表の下線部のとおり）。

別表（変更後）

県名	市町村名	延期期間
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成２３年　７月３１日
	陸前高田市、宮古市	平成２３年　８月３１日
	大槌町	平成２３年１０月３１日
宮城県	気仙沼市	平成２３年　８月３１日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成２３年　９月３０日
	女川町	平成２３年１１月３０日
福島県	南相馬市	平成２３年　９月３０日
	広野町、楢葉町、大熊町	平成２３年１０月３１日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成２３年１２月３１日

※　なお、上記の延期予定時期に変更が生じる場合には、改めて、変更後の延期期間を当課に連絡すること。